

災害時

自力避難が難しい方は登録を

避難行動要支援者登録制度

☎ 福祉総務課 ☎ 70・5613



避難行動要支援者登録制度の対象者

- ①65歳以上の1人暮らし高齢者
 - ②昼間独居の65歳以上の高齢者・障がい者
 - ③重度障がい者で日常生活上支援が必要な方
 - 身体障害者手帳 1級・2級(視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部障がい)
 - 療育手帳(知的障がい) A1・A2
 - 精神障害者保健福祉手帳 1級・2級
 - ④介護保険制度において、要介護3以上の認定を受け、日常生活上支援が必要な方
 - ⑤その他支援を必要とする方
- ※①～⑤の場合であっても、自ら避難する事ができる方や、医療機関へ入院中の方、施設へ入所している方などは避難行動要支援者には当たりません

地震や豪雨などにより、大規模な災害が発生した際、行政機関が対応できるようになるまで時間がかかることが想定されます。

避難行動要支援者登録制度は、このようなときに、自力での避難が困難な市民が地域での支援を受けやすくするための制度です。

登録された情報は、市で管理し、自治会、各地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員にも共有し、災害時の安否確認や避難活動、日常的な見守り支援に活用します。

災害時に自力での避難に心配のある方や日頃の生活に不安を感じる方は、ぜひ登録してください。

ふれあい手帳を身近に



かかりつけの病院やいつも飲んでいる薬などの情報を記入し、携帯することで、災害時や急病の際に、地域での支援を受けやすくするための「ふれあい手帳」の配布を行っています。

日頃から携帯して、外出時やいざというときに活用してください。

木造住宅・危険ブロック塀など耐震化費用を補助

☎ 建築課 ☎ 70・5632

木造住宅の耐震化や、危険なブロック塀などの撤去や撤去後に安全な工作物を設置する費用の一部を補助します。

☑ 市税の滞納がない方など。補助対象要件は、市ホームページで確認するか、同課へ問い合わせてください。



9月9日は「救急の日」

救急業務・医療に理解を

救急業務・医療に対して理解と認識を深め、救急医療関係者の意識を高めるため、9月9日は「救急の日」と定められました。この日を含む日曜日～土曜日の1週間を「救急医療週間」としています。

☎ 消防総務課 ☎ 76・0119



新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた救急蘇生法

胸骨圧迫のみの場合を含め、心肺蘇生はエアロゾル(ウイルスなどを含む微粒子が浮遊した空気)を発生させる可能性があります。新型コロナウイルス感染症が流行している状況では、全ての心停止傷病者に感染の疑いがあるものとして対応してください。

成人の心停止に対しては、人工呼吸を行わずに胸骨圧迫と自動体外式除細動器(AED)による電気ショックを実施してください。

子どもの心停止に対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身に付けていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、人工呼吸も併せて実施してください。子どもの心停止は、窒息や溺水など呼吸障害を原因とすることが多く、人工呼吸の必要性が比較的高いためです。

必要とする人のために救急車の利用は適正に

救急車は、けがや病気などで緊急に医療機関へ搬送しなければならない人のためのものです。

昨年の救急出動件数、救急搬送人員数、救急搬送に至らなかった件数は表のとおりです。

	令和元年	平成30年との比較
救急出動件数	4332件	100件増
救急搬送人員数	4065人	56人増
救急搬送に至らなかった件数	295件	36件増

昨年の救急出動件数は一昨年に比べ100件増、搬送人員数は56人増となりました。搬送に至らなかった件数は36件増となりました。

緊急でない人が利用すると、本当に必要とする人の元

へ、遠くの消防署から出動することになります。現場への到着が遅れるだけでなく、全ての救急車が出勤してしまうと救われるべき命が救えなくなる可能性があります。

救急車の誤った利用例

- 親を病院に連れていけないので連れて行ってほしい
- 病院へ行く車が無い(タクシーの代わり)
- 救急車で早く医者に診てもらえる
- 病院の場所が分からないーなど

救急車を必要とする人の命を確実に救うために、緊急性がない場合は、交通機関などを利用してください。傷病者の様子や事故の状況などから、病院への搬送が必要な場合は、迷わず119番通報してください。



緊急時でも適切に対応できる医療体制を整備

けがや病気などで緊急の場合、いつでも、どこでも適切な治療が受けられるように、医療機関の診療時間以外でも受けられる、症状の軽い人への応急処置や重症者の入院治療などの救急医療体制を整えています。

詳しくは3月に全戸配布したあやせいきいき健康だよりをご覧ください。

☎ 健康づくり推進課 ☎ 77・1133